

参議院商工委員会會議録第二十二号

昭和三十三年四月十九日(金曜日)午前
十一時三十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 松澤 兼人君
理事 古池 信三君
西川 弥平治君
阿具 根 登君
近藤 信一君

委員

青柳 秀夫君
小幡 治和君
小西 英雄君
白井 勇君
高橋 衛君
藤田 進君
豊田 雅孝君
大竹 平八郎君

國務大臣

宇田 耕一君

政府委員

科学技術
政務次官 秋田 大助君
科学技術
長官官房長 原田 久君
科学技術
普及局長 三輪 大作君
事務局側

常任委員 小田 橋貞寿君
会専門員
国立国会図書館側
国立国会図書館
館副館長 中根 秀雄君
説明員
大蔵省主計
局主計官 鳩山 威一郎君

本日の會議に付した案件
○日本科学技術情報センター法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松澤兼人君) これより委員会を開会いたします。

別に報告する事項もございませんので、これより直ちに本日の議事に入ります。

まず、前回に引き続き、日本科学技術情報センター法案を議題としてその質疑を継続いたします。

○大竹平八郎君 阿具根さんの質問が残っておりますから、ちょうど大臣見えたので、私はしよって大蔵省に、二、三回簡単にお尋ねしたいのですが、まず最初に、初年度は政府出資が四千万と投資三千万と、こういうことになっておるのですが、この問題はいろいろ本委員会でもあらゆる角度から論議をせられておる上に、発足するならば、非常にスムーズにいくのではないかと、いろいろな点もありますし、また、非常な不安もあるというふうなことを、先般来から各委員の質問の中に出ておるのでありますが、それで私お尋ねしたいことは、その初年度のこの予算規模についてなんでありまして、いろいろ各庁から大蔵当局に折衝があったと思ふのでありま

すが、三十三年度の予算というものは、これと十分とお考えになってこの予算を計上したのかどうか、まずその点をお伺いしたいのであります。

○説明員(鳩山威一郎君) この法律、科学技術情報センターにつきましては、当初の予算の要求は相当大きな金額に上ったのであります。その後科学技術庁の方でも御検討をなさいますと、当初特にいろいろな建物類を新築するといふような構想で要求なされておったのであります。これは新築を取りやめまして既存の建物を借りて使うといふようなことになりまして、そういう経費が要らないということになりました。また、その後いろいろまあ発足の時期等を考えて現実に合わせて考えましたところ、七千万円程度で、民間からやはり同額程度集めてやるといふような構想になりまして、本年度としてはこれで十分、なお相当金額を繰り越す得るような、センターとしてはそういう財政状態にいたるというふうなことでございまして、本年度とこれと十分やっていると、私どもも、考えております。

○大竹平八郎君 それから第二点は、この情報センターの組織の問題なのであります。昨日も豊田委員から当局に對しましていろいろ質問が出たのであります。この公益性といふものをどうお考えになっておられるかということと、それからまあこの法案を見るというとき、多分に私企業の経営方針と

申しますか、そういうような点があるものであります。これについて予算措置の上から考へて、どう大蔵省としてはお考えになっておるかということ、それから政府の出資に對して配当を受けることになっておるのであります。配当を受けるつもりなのか、これによつて公益性とか、あるいは私企業の経営とかいふ、その組織の根本的な問題にいろいろ影響が出てくるのであります。また、われわれはそういう意味において解釈しなければならぬと思ふのであります。この点をお聞きしたい。

○説明員(鳩山威一郎君) 私どももいたしまして、このセンターは非常に公益性の強いものであるというふうに考へておりました。さればこそ、この三十二条で補助金を出すというふうな規定してあるのだから、政府としては、公益性があるから補助金を出すのである、そういう趣旨をこころは考へております。なお「利益及び損失の処理」という規定がございまして、そういう出資に對しまして万一利益のあつた場合には、それを総理大臣の認可を受けて分配するといふような規定がございまして、これは概念的にそういつたことが考へられるという意味で、その場合にはこうするのだというふうな書いてあるのだから、こころは、私どももいたしまして、このセンターに大いに利益を出せというふうなことを考へておるわけではございませ

ん。むしろ、補助金を出してやうといふふうなものでありまして、まあ、先ほど御質問の趣旨としては非常に公益性の強い団体である。で、なおこの法案をいたしましては、モデルを原子力研究所等にみならず作つてありますので、原子力研究所にいたしましても、研究所に大いにかせいであらうという趣旨ではございせんので、そういう趣旨で御了承願ひたいと思ひます。

○大竹平八郎君 最後に、いま一点お伺ひいたしますが、そういう立場からお考えになりますと、また来年度については、さらにこれは状況を見なければなりません。一、そう大幅に予算を計上していくというふうな考へについてはいかがでありますか。

○説明員(鳩山威一郎君) もちろん、このセンターを作りました以上は、これがらうに機能を果たすように念願しておるのであります。このセンターの性格上、この補助金は相当額を明年度も計上いたしませんとやうていかないうふうな考へておりました。そういう意味では、明年度の金額につきましても、直ちに申し上げるわけには参りませんけれども、補助金を引き続き所要額を計上して参るといふ考へのもとに、この法案を御審議をお願いしておるわけではございませ

○阿具根登君 大臣がお見えになりましたのでお尋ねいたしますが、長官と申しますと、國務大臣としての宇田さんにお尋ねいたしますが、こ

う公共性のある情報センターというものは、これは国家的の見地から非常に大きな立場で考えなければならぬ。私は思うのですが、そうした場合には、まあ科学技術庁としてはこういう情報センターをお作りになる。そうすれば防衛庁としては、防衛の立場からこういうことを考えるのではなからうか、また、文部省においては学者の立場からこういう情報本部みたいなものが必要になってくる。農林省は農林省としてそういう問題が必要になってくる。

こういうことに対しては、どういうようなお考えをお持ちされるか。科学技術庁がすべての科学技術に対する情報センターはおやりになるつもりであるかどうか。そういう点について御説明願いたいと思います。

○国務大臣(宇田耕一君) 科学技術に関する行政事務は、もちろん科学技術庁で行うことになっておりますから、それに付随する情報のセンターは、当然科学技術庁で管理いたしまして、各省に分散することによる複雑さ、あるいは能率の低下等は避ける、これが根本方針のように思っております。

○阿具根登君 それは防衛庁なんかとは十分打ち合せ済みでございませうか。

○国務大臣(宇田耕一君) 打ち合せ済みであります。

○阿具根登君 文部省の学術情報部ですか、こういう点等はこういうふうにお考えになっておりますか。

○国務大臣(宇田耕一君) 文部省とも十分打ち合せをいたしてあります。

○阿具根登君 そういたしますと、防衛庁にしても、文部省にいたしまして、現在何がしかのそういう機構を持つておるものと思えます。それは解

消してこれ一点でいくのでありますかどうか。

○国務大臣(宇田耕一君) ただ、お話しにございましたこの防衛庁関係の中で、特別な機密情報というふうなものがあります。そういうふうなその役所独特の特別な必要なものについては、その役所で管理をいたしまして、そして、こちらが連絡をとって情報として公開すべきもの、流すべきもの、等は、連絡をとってそのものによって、その場所等で管理をする。こういう方法をとっております。

○阿具根登君 そういたしますと、そのものによってということになれば、各省は各省の立場から、これは科学情報センターではこれは困る、おれのところはおれの特別の秘密があるのだと、こういうことでやっていると、結局同じことだ、こういうことになると思っております。それで大蔵省からお見えになっておりましたから、お尋ねいたしますが、大蔵省の立場としては、どうです。各省に対してこういう予算が組まれておるかお尋ねいたします。もう一つ大蔵省にお尋ねいたしますが、国会図書館においては、この五年間の間に、科学技術の情報を集めるだけで、二億一千九百万円の金を使っている。そういうことになれば、この科学技術庁の情報センターができれば、国会図書館のそういう予算は、こちらに回ってくるのであるかどうか。大蔵省の立場としては、大きくこれは一本にまとめて、その中に幾つもの部を設けるとか、あるいは課を設ける。そういうような構想があるかないか、お尋ねいたします。

○説明員(鳩山威一郎君) この科学技術情報センターの構想をいたしまして、既存の、各省あるいは各民間等の機関がございまして、そういったもののいわばこの情報センターは、取りまとの役目をいたすわけでございまして、何から何まで全部この情報センターでやるということには、この程度のものでは十分でありませんし、また、そこまですると、かえって能率的にもよくないのじゃないか。おのおののいいは国会図書館なり、各省の研究等々で持つております蔵書その他の科学技術に関する資料につきましても、このセンターがいろいろ情報の交換等をやりますと、いわばその埋もれておるような情報につきましても、それを有効に利用できるような仕組みを考えて参るといふのが、一つのねらいになっておりますことでありまして、直ちにこれを作りまして、各省におきまして、そういった既存の活動が全部こっちに引き移すというふうなところまでは、かえってやると、弊害があるのじゃないかというふうにお尋ねをいたしまして、ただいまの案のようにこのセンターはそういう中核的な機関としてやって参るといふふうにお尋ねをいたします。なお、今後この業務と完全に重複するようなものがありまして、これはこちらの方にまとめた方がいいというふうなものがありまして、今後検討いたしまして、そういう重複のないように、むだのないように実際の運用をやっていくというふうにしたいと思っております。

○阿具根登君 図書館からお見えになっておられますか。

○委員(松澤兼人君) ええ。

○阿具根登君 図書館の方に御ねを

いたしますが、この前のお話しでは二億一千九百万円の金を科学の蔵書に使っておる。それから一般にはその三分の一だと。年間平均にすれば一年に三千万円の金を科学方面に使っておる。これがなくなつたならば、あと一千六百万くらいの仕事しかできないのではないかと。まるまるなくなるとは思われなかつたと思うのですけれども、こういう科学の蔵書に非常な重点を置いておられる。ところが、他の参考人の方では、図書館でやつては非常にまあ不都合なところがある。こういうことも言われておりますが、図書館としてどういうふうにお考えになっておるか。

○国務大臣(宇田耕一君) 図書館の使命というものは、ただ古い蔵書を集めて置いておくのが使命じゃない。中には副館長も衆議院で言っておられたように、図書館の使命は、近代図書館というものは実用に供する最も最新のものに主力を持つていくのだと、こういうことを言っておられたと思うのです。そうすればこうなつてくれば、図書館というものは旧来の蔵書の考え方の通りに、古い書物を集めておいて取っておくところと、こういうふうな結果になると思うのですが、その点どういふふうにお考えですか。

○国立国会図書館副館長(中根秀雄君) ただいまの御質問に対してお答えいたします。国立国会図書館におきましては、ただいまお話しございましたように、昭和二十七年のこれは補正予算でございましたか、それ以来年々科学技術の資料の収集を中心としてしまして経費が計上されてきて、その金額が先ほどお尋ねにもございまして通り、まさしく二億一千九百万余に

上っております。そしてこの科学技術の関係の経費の計上された初めは、PBリポートの購入費というところから始まりましたけれども、しかし、それから始まりました国立国会図書館におきまして科学技術関係の資料の収集、並びにそれに基きます図書館事務の提供は何と申しますか、近代的な意味での科学技術図書館としての運営を意図したものでございます。従つて、もしただいまの御質問にございましたように、科学技術情報センターが設置せられますことによりまして、もし、これらの予算が将来われわれといたしましては、増大せらるべきものと考えておりますのに、そのゆえにこれが減する、あるいは現状に膠着してしまふというふうなことが起りますならば、本来この科学技術につきまして各方面の御配慮、激励、御援助、そういうものによりましてせつかくこれから緒につけていくべき重大な機会を失うことになるのでありまして、われわれとしては、そういうことはないと存じますけれども、もしあるとすれば、まことに懸念にたえないと思ひます。先般加藤参考人からお述べの点いろいろございまして、しかし、私どもとしては多少当らぬ点がございます。なるほど複写につきましては、一月月というふうに加藤参考人は申しておられますけれども、一月月なんてかかるとは、非常に膨大なものをやるのには一月月どころか半年にわたるものもございするけれども、PBリポート等の所要の箇所を複写するがごときことは、それほど時間がかかるものではありませんし、特別の御要望があれば、午前中のもを午

後にお手元に渡すということも可能であります。原則的に申しまして、大体二週間以内にはそういう復写は今はずべて完了いたしております、その点はかなり古き国会図書館の昔語りの時代のことであったと思うのです。それからまた、科学技術関係の係員のこといろいろお話しございましたが、これはもちろん国家財政とも関係があるわけでありまして、また、国立国会図書館の現在のスタッフは完全なものと思いません。しかし、その国家財政の許す範囲内におきまして、置かれていた資料につきましてはみな努力をいたしまして、相当の業績を上げております。それらの点について、もし時間が申し上げることがよろしく申し上げたいと思ひます。用意もいたしております。必ずしも先般の御意見は私どもとしては抗弁はいたしませんでしたけれども、當っておらない点が多分にあつたように思っております。

それからなお、ただいまのお尋ねにもございましたように、近代図書館の使命は、旧来の図書館の使命というものは、資料の保存ということにございまして、保存をするには使わせないのが一番いいのでありまして、これは完全な保存になるわけでありまして、近代図書館におきましては、これはむしろ資料を利用せしめ、いろいろな意味において利用せしめる、情報の提供もその一つでございまして、しかし近代図書館の資料の利用というのは、情報の提供だけではありませぬ、もっとさらにいろいろの面を含むことは、先般御承知の通りでございますが、そういう意味におきまして、近代の図書館は利用に重点がかかっている。従つてわれ

われの国立の国会図書館におきましても、近代図書館の一つといたしまして、利用の面にかかつておる、利用を拡大しつつ、それらの資料の保存を確保するという点を使命といたしておりますので、申し上げます。

○阿具根登君　そうすると、どなたでもけっこうなんです、ただいま中根副館長の御意見では、図書館の方でそういう近代的なものもやるべきであるし、そういう考え方も持つておる、こういうふうな言つておられるわけでございます。ところが、大臣の方ではこれを否定しておられるし、大蔵省の方でもこれを否定しておられる。そうすると図書館ではなぜやつていけないのか、こういう点が出てくると思うのです。図書館に不備があるならば、図書館の不備を直していくならば、すでに二億一千九百万円からの価格の蔵書ができており、学者の話を聞いてみますと、このくらいの科学情報センターができて、このPBRレポートを整理するだけでも、このPBRレポートを整理するだけでもおそろくできないだろう、こういうことを言つておられるわけなんです。そういったしますと、今後の図書館というものは、実際の近代的な科学でなくて、もう時代おくれのしたやつを蔵書しておくのだ、こういう結果になつてくると思うのです。もう一つ言いかえれば、科学情報センターにおいては、最新の新しい情報を取つてくる、新しい資料を手に入れる、そうしてそののすんだやつは、国会図書館に寄付すればいいじゃないか、国会図書館はそれを蔵書としておけばいいじゃないか。こういうふうになつてくれば、国会図書館に年々歳々数千万円の金を組んでおく必要はないじゃない

か、こういうことになつてくるわけなんです。そうでなかつたならば、今までのように国会図書館には毎年科学技術の関係だけでも三千万円からの金を出しておられるとするならば、この国会図書館も古い本だけが誰じやないでしやうし、PBRレポートが集まつて、いるならば、新しい分野でこれまた情報を集めると思ひます。そうすると両方が競争して集めるような結果になつてくる。そういうことをして、なかなかの金を分散していくよりも、一カ所に大きく、あるいは機構を改めて、あるいは人事を改めてやらなければ、国家的立場から見てもうしなければならぬと私は思うのですが、これは大臣からお答え願つた方が一番いいと思ひます。

○国務大臣(宇田耕一君)　私はただいまの御意見は非常に重大な点だと思ひます。もちろん、乏しい財政をこまかく活用していくという点については、お説の通りと思ひます。ただ、情報センターの持つておられますところの特殊使命と申しますのは、たとえば国会図書館のように特別な立法事務についての敏速なサービスをするということではなくて、科学技術そのものの国際ないし国内環境に應ずるための必要な、特殊な情報を、特殊な方面にすみやかに流すという特別な任務がありましから、そういう任務に合せるため、この情報センターを持つた方が環境に合ふ、こう考へております。従つてこの情報センターの持つてある機能と、図書館の機能が、ただいま申せられるように、どこかでロスのあるような運営であつては、これはいけないと思つております。もちろん、国会の立法事務

務に対しては、これは全面協力すべき、これは優先情報を提供すべき義務は、運営上の義務は当然考へて運営していかなければならない、そう思ひます。また、図書館にいたしまして、国会図書館は科学技術以外のものもずいぶんありますから、そういう点につきましても、情報センターといたしまして、心ずしもそれを不要とは考へられぬ、それがなければ困ることもずいぶんあると考へております。従つて両方が相補いながら協力して、そうしてそれぞれ特殊目的を生かしていくように、そして国全部で考へてみました場合には、それは一体化のやはり運営をはからなければならぬというふうな考へております。

○阿具根登君　それはその専門々々で、狭い範囲で深く進んでいくならば、小さくなるほどいいと思ひます。そうすると業者が出資してやるよりも、出資する業者はそれぞれのはやりつても、もつていけるし、莫大な金も使つていける。そうすると、その業者は事業の専門の参考資料、それだけが重要なんで、そうすればその人が今やつていやるやつの方が一番いいわけなんです。情報センターができて、おそろくこのくらいの予算で、これは中小企業にまんべんなく行きたるような、みんなのかゆいとこに手の届くような、ほしいものがちやうど手に入るような、私は機構にはならないと思ひます。そういういたしますと、もっと多くの国の金をつぎ込んで、公共企業性を現わして、そうして国会図書館がただ立法院関係のものであるとするならば、これはこの法律をかえてもけっこうだと思ひます。そうしてその中に、こういう大きな

情報センターなら情報センターを持つて置いて、そしてそこに専門分野をきめていただくならば、金の分散もないし、そういう情報の分散もないではないか、私はこう思ひます。そういうふうにならなければ、先ほど言つたように、防衛庁関係には機密事項に属するものがたくさんあるのです。そういう問題は、特に科学情報センターでなくて、防衛庁は防衛庁で私はやると思ひます。また、先ほど言つたように、文部省にも学術情報関係がちゃんとあります。これはおそろくそれでやります。農林省は農林省で農林に関する科学的資料は農林省が勝手に寄せたいと言つてしやうし、そうすると、各省がそれぞれわずかの金を奪ひ合ひして、そういう完全な資料も寄らない、こういうような結果になると思ひます。大蔵省がそういう点では、一番いつの場合でもおつちやつておると思うのですが、各省がそんなにかゆい所に手の届くように情報関係の資料が手に入るように今後お考へになつておるのだから、それとも国会図書館だけではだめだ、だから科学情報センターを作つて、そうしてすべてのものをここでやるのだ、こういうふうにお考へになつておるのかどうか。そうするならば、科学情報センターの将来の構想、見通し、こういうものも大蔵省にあつてしかるべきであらう、かように思ひます。そうでなかつたならば、限られた予算の中であるから、今の国会図書館に年々歳々三千万円から

の金を組んでおる科学情報センターの金は、これは科学情報センターの方に回して、そうしてそれで用が足りた資料

を国会図書館の方に回せば、国会図書館はそういう金は要らない、そういう点をどういうふうにお考えになりますか。

○説明員(鳩山威一郎君) この情報センターは、先ほど申し上げましたように、既存の各機関の蔵書その他の資料を十分活用して、そうしてそれを科学技術の振興に役立たせるようにこれをやって参るといふことでございまして、その点から、たとえば、かりに国会図書館との関係におきましても、PBレポートをあらためてまた買うというふうなことはもちろんいたしませんし、十分国会図書館をこのセンターが利用させていただいて、それで自分の役目を果たしていくというふうにお考えしております。なお、各省の情報の収集に對しましては、まあ今後この科学センターでやれば、十分であるというふうなものにつきましては、なるべくこのセンターをしてやらせるといふ考えを持って参りますが、なお、特殊なものにつきましては、おのおのやはり自分の特殊な目的のために、ある程度のもものは各省としても責任上やらなければならぬというふうにお考えしております。民間におきましても、やはりこれができれば、自分の方は、何らその科学技術情報につきましては、一文も使わないで済むというふうなところまでは、なかなかいき得ないし、また、おのおの民間のそういった熱意に對して、これを作ったから、そういった金は出すなというふうなことも、今の情勢としてはなかなか言い切れないんじゃないかと思ひます。おのおのやはり各分野におきまして、力を合せて、お互いに科学技術の振興に寄与するよう

うにやっていくというものが、今の日本の情勢として、やむを得ないんじゃないかというふうにお考えおられるわけでありませう。御参考までに申し上げたわけでありませう。

○阿具根登君 大臣に御質問申し上げますが、まあこれは公共性を非常にうたてておられる。ところが、国家的に要請しなければならぬ資料がたぐさんあると思うのです。そういう場合には、どういふふうなお考えを持っておられるか。

○國務大臣(宇田耕一君) 国家的に情報その他を獲得する場合もたくさんあります。その点につきましては、その保存とか、あるいは機密保持とかいふいろいろな事件も起ることがあると思ひます。しかし、これをどういふふうにして民間に流して、民間にも利用さすか、この目的に沿うように運営するかという点につきましては、やはりこの情報センターを中心として、それを活用するのがよろしいというふうにして参っております。

○阿具根登君 そうした場合、民間の要望も相当強いし、研究を要するものがたくさんあると思うのです。そうすると、まあ限られた予算の中で、限られた人員でやるのであるから、自然と順位がついてくる。国が命じた情報が一々早くこれに重点を置かれる。それからその次に、資本を投じた大資本の要請がその次になるでしょう。そうすると、中小企業等とはあと回しになつて、結局中小企業等は、早く情報を取りたいのが、これはもう取れなくなつてしまつて、この意義がなくなつてくる、こういうことはありませんか。そのうした場合に、どちらを優先して考

られるか。

○國務大臣(宇田耕一君) その点につきましては、われわれは今一番それを心配しておる点でございまして、要するにこの運営の問題であります。運営の問題は、ただいま申されるように、大衆性のあるように、そうして大衆性がどこから生れ出てくるかということになりますと、やはり参事会とか、これの理事機構、あるいはそれに参画するところの諮問機構等をもちまして順位を考えたと思ひます。従つて国からの希望であるからとか、あるいは資本の出資の大小であるとか、そういうふうな点によつて、これを運営委員会が、この当初計画と違つた方向に持っていくことのないように、一定の企画、計画を立てて、運営方針といふものが、その都度に簡単に變更することのないような基本方針を持たすべきである、こういうふうにして参ります。

○阿具根登君 そうしますと、たとえば防衛に關する技術の情報、こういうようなのはどの程度お考えになつておるか。付随して、原子力の問題も、これは御専門だから、詳しくお願いしたいと思ひます。

○國務大臣(宇田耕一君) 防衛関係の情報の中で、特にこれは機密を要するとか、あるいは敏速を要するかどうかという点の判断は、ただいま申し上げましたような、一定の諮問機関あるいは計画のもとに、これをあらかじめ情報提供方法といふものの、構想をきめておかなければならぬと考えております。原子力のような、ただいまわが国の技術の非常におくられておるもの、特にアイソトープの利用等になり

ました場合には、官も使いたいし、あるいは防衛にも必要である、また民間、特に中小企業については、非常にこれは影響力の大きいものになるとわれわれは考えております。そういうものについての情報、どういふふうに的確にして早く流すかということになりますとこれは非常に重要な問題でありますから、そういうことの運営に對してのそれそれの専門分野に應じての運営組織、特に民間ないし御指摘になつた中小企業等の団体に、研究組合ないし研究の団体をここにどうしても作るようにしなければならぬでしよう。そうして業種別、地域別の特長な環境に應ずるような一つの組織を持ちまして、その組織に對してわれわれが運営のセンターで、どう流していくかといふことを、少くとも何力年間という、年次計画として年間計画を持つて、そうして資金にいたしましても、とてもこの資金では、先ほど来御指摘のように、不十分な点が多いと思われまますから、資金獲得の方法はまた別に考えなければならぬ点も起るだろうと思ひます。いずれにいたしましても、この運営につきましては、私は、あらかじめの企画を立てて、計画の大衆性をはずさないように、それから最もこういう情報を敏速に必要とするが、力がないという所には、特別にこれは運営委員で十分な配慮を払わなかつたならば、この情報センターの目的は達せられないと、こういうふうにお考えしております。

○阿具根登君 そこで、ただいま大臣がおっしゃいましたように、敏速なる情報でなければならぬ。そうしますと、防衛庁関係とか、あるいは原子科

学との関係のものが一番重点に置かれてきて、そうして、自然中小企業等の問題は、なおざりになる。これが長じていけば、おそろしく統制ということまでは考へておられない、そのためにこういう機構にされたと思ひけれども、そういうおそれがあるんじゃないか。そういう点について、どういふふうにお考えですか。

○國務大臣(宇田耕一君) この科学技術情報の中で、防衛関係の情報を特にこの中に含めて、それを重点的に運営、提供していきたいというのが、この主たる目的ではないのでありまして、これは技術の平和利用の面を中心としていきたいと考えておるわけでありませう。しかし、実際問題として、防衛関係の産業といふものと平和産業との区別はほとんどつきませんから、そういう場合に、これが防衛関係であるのか、あるいはその防衛外の産業であるかといふことは、これは私はこれはもうわからぬと思ひます。国の産業全部がやはり防衛に關係するといふふうな広義の解釈をすれば、全産業が防衛産業であるとも申されと思われまます。従つて御質問のように、防衛関係であるからといふ意味で、情報に對してサービスのこの緊急性を要するかどうかといふ問題になりますと、実際問題として、先ほど来申し上げましたように、これは運営に關する理事以下の運営方針、年次計画の中で方針を確立していく以外にないのじゃないかと思ひます。産業の内容は、実際はどれを見ても、広義に見ておれば防衛といふふうにおられるようにも考えられますが、国民生活全部が防衛体制になるような内容になつてきつ々あるも

のでありますから、その点につきましましては、どういふように情報をこう区別するかという点については、これは今後の企画ではつきりしていく方がよいのじゃないかと、こう考えます。それで運営についての基本方針は、まあ先ほど申し上げましたようなことでありまして、まあ、抽象的なものも表現でありますから、御質問に対して的確に申し上げる……、御理解していただけるかと思いますが、少くとも運営の基本方針は民主的な運営をはかりたい、一言で申せば、そういうことであるります。

○阿具根登君 運営の問題は、まだこまかい問題で、先にもたお尋ねすると思うのですが、こういう新しいものができる場合には、これはどの大臣でも、おそらくですね、これは統制になりますよとか、あるいは監督を厳重にして自分たちの思うようになりまよとか、こういうことは全然ないもので、できることは何でも非常によいようにこれは言われて、だから国会は了解をして、これはりっぱなものができるといふことでもって賛成をするわけなのです。ところが、できてきたあとで、この運営によってこれがどちらにされるかという心配があるから、私はまあ聞いておるわけなのです。今までの御答弁を聞いておりましたも、これは科学技術庁の中に、ぜひとも持たねばいかなというやつは出てこないと思うのです。私は国立国会図書館という、図書館だから、こういうことを言われるけれども、一体図書館で不備なところを直すことは、これはいとも簡単にできるはずなんです。これが実際あるものであって、これを直す

ことは、簡単にできる、法律が悪ければ、法律を直したらいいでしょう。また人事が悪ければというのなら、人事を変えればいいでしょう。そうやってくると、これだけ整備しつつある図書館を横に置いて、そうして別個なこういう情報センターを作るとするならば、最初言ったように、図書館の斬新性と、近代性というものはもうなくなってしまうはしないかと私は思うのです。で、もう一言、これは基本的な問題だから、くどく聞いておるのですけれども、この国会図書館のところが悪いから、情報センターを置くことはできないのだ、たとえば図書館が、これは国会運営に支障のないようにやるのであって、まあここに持つてくれば、国会運営のどこに支障がくるのだというようなことをお話しになれば、それに対してまた考えざるを得ない。ところが、ただ言われるのは、国会図書館といふものは、これは政治、経済一般をつかさどるものであって、立法府に属しておるものであって、なかなかその科学の先端にまでは手が届かないのだ、迅速的確にいかないのだ、こういうことを言っておられるから、じゃそれを是正すればそれでいいのですかと、こう言わざるを得ない。で、それを是正して、それではあなた方が思っておられるようになるならば、あれだけの図書館をもうそろえておられるし、今度りっぱな図書館もできるのであるし、今度はそういう中で、りっぱな、科学なら科学の専門分野を作っていくならば、あなたがたの構想をその中に織り込むならば、ちっとも矛盾はないではないか、こういうような考えも出てくるわけなんです。で、私が先

ほどから心配して御質問しておりますのは、各庁々々がそれぞれ自分のところに、自分の分野を持つてみたい、こういうことであつたならば、いつまでたつても予算のぶんどりで、完全なる情報センターもできないではないか、完全なる仕事もできないではないか、それよりも、せつかくあるやつを、不備な点は直して、そうしてそれを完全なものにするならば、それから全部が肥立ちをするならば一番いいのができないか、こういう心配を、私は再三にわたつて質問しております。同じことばかりの質問で、まことにそれ入りまされども、私の心配しているのはその点ですから、その点をもう一つ、的確に一つお教え願いたいと思ひます。

○国務大臣(宇田耕一君) 国会図書館は要するに国立の立法府直属の機関でありますから、それは私は特殊の使命を持つてこの運営をされるものと、こう理解いたしております。そして情報センターは、科学技術に関する情報の、この民間への――極端に言えば販売も行います。そういうふうな特別なサービス方法を持ちたいと考えております。従つてそのサービス方法は、この国会図書館の本来の使命とは合致しない内容になつてくるのじゃないか、こういうふうな考えです。そういうわけでは、この出資金に対する、場合によつたら反対給付もあり得るというふうな内容の機関にまで持つていくというものは、この情報センターそのものの持つていく一つの機構上の特長性格だと、こういうふうな思つております。で、そういう運営で、そういう性格を期待をした情報センターをここに作ると、

こういうことでありますから、そこで性格的には国会図書館と違ふ性格、運営方法を考えたい、こう思つておるわけですから、そこに科学技術情報センターの特殊性格があるわけですから、従つてこの科学技術情報センターが、今の図書館の運営にどういふふうなサービスをしていくか、そうして国会図書館の運営とこれと、どういふふうなうまく合していくかということにつきましては、これはもう、そのないようにはこれはいたさなげなうと思つておりますが、ただいま申し上げましたような情報センター独特の、一つの運営と性格を伸ばしたいというところに、この法律の生れた基本の性格がある、と、こう思つております。

○委員長(松澤兼人君) ちょっとお尋ねしますのですが、法案の中には、この科学技術情報センターは、国会図書館、その他関係機関と協力しなげやならないし、また逆に言つてそういう関係機関は科学技術情報センターと協力しなげやならない。まあ、相互協力の関係がそこにあるわけなんです。で、国立国会図書館は各官庁の蔵書等に対しまして、これは国立国会図書館の支部図書館というふうな形を取つております。そこでまあ先ほど来のお話、及びこれまでの話を聞いてみますといふと、ただ各官庁、あるいはまた研究所などにはあります科学技術関係の情報については、この中核であります日本科学情報センターというものが、ある程度まで、支配という言葉は使ひませんけれども、まあ情報収集については協力を求めるのだ、こういうことをおっしゃつておられるわけなんです。そうすると末端のところへいきますと、国

会図書館の支部図書館でもあるし、また科学技術情報センターの一つの支部機構というふうな形になりはしないか。そういう末端までいくとその権限争いのようなものが出てきやしないか、という心配もあるのですけれども、こういう点はいかがでございませうか。科学技術情報センターの側から見てどういふことになるのか。

○国務大臣(宇田耕一君) ちょっと政府委員から……。

○政府委員(三輪大作君) 支部図書館、あるいはその他の蔵書を持つておる機関とは緊密に連絡をとりまされども、支配下に置く、あるいは統制するといふような考えは、毛頭持つておりません。先ほどお話をありましたように、国立国会図書館の下部組織として非常にたくさんな図書館がございいますが、そういうものが持つておりますいろいろな情報あるいは資料といふものは、センターといひましたし、あるいは、センターといひましたし、あるいは、利用されてもらいたいということが二十四条にうたつてございします。中核的機関といふことの意味は、支配するとか、あるいは統制するといふ意味でなしに、情報活動をするいわば中心的形式のものであるといふことで、個々の、単独の、あるいは専門別の情報源としてセンターは、そういうものの援助を受け、また、センターとしてもいろいろ御協力申し上げる点も出てくるわけでございますが、お互いに一体となつて日本の情報活動を盛んにしたいといふのが、根本的な考え方ではないか、その間仕事がダブつたり、あるいは非常に非効率になつたりといふようなことは厳に戒めまして、お互いに協

力し合つてやうていくというふうに考へておられます。

○委員長(松澤兼人君) もう一つ、今はそうおっしゃつていらつしやるけれども、現実今度は国立国会図書館という側からいへば、やはり末端において紛争を来たすおそれがあると思ふのはおつしやらないと思ふのです。もちろん、これは法案の中に業務遂行の状況等については総理大臣がその職員をして立ち入り検査をさせるという、そういう規定があるわけですね。これは国会図書館あるいは支部図書館などについて、そういう問題を規定してあるものではないと思ふますけれども、これは運用を誤れば、やはり官債的な統制と言へないこともない、運用を誤れば、官債的統制の弊害というものは出てこないというとは言へないと思ふのです。だがこういう特殊法人ですから、業務の検査に対して総理大臣の、職員が立ち入り検査をするといううようなことはあり得ることでしょう。それも行政の常道から見ても、しかし、これは誤まつてもし運用せられるということになれば、そういう本来中立であるべき科学情報というやうなものが、時の内閣なりあるいは内閣総理大臣の意思によつていかようにも曲げられるという危険が含まれているように思ふし、それが末端の支部図書館というところまでいって、そこまで、その業務を管理するという権限がないことはよくわかりますけれども、誤まつて運営されるとやはり正常なる国会図書館の運営に対して多少の支障が生じてきやしないかという心配も感じられるわけですね。そういう点、聞けば大丈夫だと思ふしやうでしようけれども、

こちらはそういう誤まつた運営ということによつて起つてくる弊害というものを心配するわけですね。はつきりと、そういう点について言明を願ひたいと思ふのです。

○国務大臣(宇田耕一君) そういうことのないように運営は期したいと思つて、それで特にこれは理事その他の任命その他につきましても、そういうふうな臨まないように、特に民間のものをここに起用する、そしてこの第十五条に、役員についてのそういうおそれの少いようにと思つて規定をいたしております。

○阿具根登君 これは先日の豊田委員の御質問に関連しておるのでございすが、豊田委員からも御指摘になりましたように、業界の方は利潤の分配等は全然考へておらないということとを言われておつたのですが、この法案を見てみますと、三十条には利潤をはつきりと書いてございすが、公共性を第一と考へるならば、そういう利潤の分配等のことは考へない方がよいのではないか、こういうことがあれば、やはり今はだれでもきれいなことを言います。しかし数千万円の出資をしていくやうになれば、自分の方に特殊な利益がない限りは、これは私は空文になつてくる。空文というよりも今の悪い方が生かされてくる、こういうふうになると思ふのですが、その点どういふふうにお考えですか。

○政府委員(秋田大助君) その問題は、昨日の委員会においてだぶ論ぜられました、それに私がお答えいたして、便宜私から答へることをお許し願ひたいと思ひます。これからやや話

が、いろいろ申し上げますと、長くはなりませんが、この情報センターには、やはり民間のサービス機関でもありま

すので、営利性を排しますけれども、民間の持つております能率性、むだを排除して、能率的な運営を行うというやうな要素を導入したいという点並びに今日の国家財政の現状から申しまし

て、民間の浄財もそこに導入したい、こういうやうな要求から民間の出資をお願いするということになりますと、どうしてもこれは出資証券というものを規定しておかなければ、全部寄付金となりますれば、会社においてこれを全部損金にいたさなければならぬ、一時多額のものが損金に出まれば、経理上はなほ不便であるという点もございします。従つてこの情報センターに出資の分は、決して配当を生むところの財産的価値のあるもの、資産的価値のあるものとは実質、民間人も考へておられまじやうけれども、しかし、これは経理上資産的なものと考へられま

して経理されることが非常に便宜でもあります、これが日本の科学技術振興に大いに役立つ作用をなすわけでございますので、これを出資証券とすべきことの妥当性も、ここから生まれてくると思ひます。出資証券といふ金に掲げなくてもいいという資産に評価しており、そこで出資証券というものの規定をおくのであります。そうしますと、法制上の形式から、何も配当を主張しているのではないけれども、損金を埋める一定の金額を積み立てをいたしましたあとに、ただいまのは、できればこれは配当するということも自然的な帰結になるのでございします。

法制局もまたその見解でございします。しかしながら、その前に総理大臣の認可という一つのチェックもございしますから、そこで理論的に法制的にも、必ずしも配当に全部回さなくてもいいのだという措置がここに講ぜられておる。従つてこの情報センターの使命、これを達するには民間の技能を入れたい。そこで税制上のあるいは会社経理上の要求等から、出資証券という制度を取り入れる必要がある、そこから自然的にこういう措置を考へた、そういうふうになつて御了解願ひたいのであります。

そうして、やや御質問から逸脱いたしますが、しからばこの点を改めて何らそういうものを書かないでおいたらどうかということも考へて、法制局とも相談いたしましたのでございしますが、現在の法制上あるいは法律的な関連からは、なほこれはおかしい、どうしても書かざるを得ない。しからばこれを公共性に徹せよという面から、これを取り除いた法制を考へたらどうかうかということも考へまして、この辺も御質問より少し逸脱いたしますが、非常に関連性が深いと思ひますので、昨日の御説明……

○委員長(松澤兼人君) 簡単に願ひます。大臣が出席を求められておりますので……

○政府委員(秋田大助君) 補足をいたしまして、簡単に申し上げますが、公共性に徹して民法上の公益法人にする、やはり現在の財政上から、あるいは予算関係から、補助金の額が比較的小額にならざるを得ないので、これは純然たる国家機関にいたしますならば、かえつて民間の、先ほど

からしばしば申し上げました、いろいろの有利な点を導入するにその道が講ぜられる、こういう観点からやむを得ずこういうことになつたのでございします。この点を一つよく実情ということを中心にお考えを願ひたいと存するのでございします。

○委員長(松澤兼人君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(松澤兼人君) 速記を起して下さい。

○近藤信一君 大臣お急ぎのようございしますから二、三の点について御質問を申し上げます。私は日本科学技術情報センター、非常にいい構想だと思つております。それからやはり日本科学技術情報センターという大きな構想のもとに充足されるに當つて当初予算が、先ほど大竹委員が言つておられましたように、政府が四千万円、それから補助金が三千万円、これと同じ額が民間から出されて最初の予算が組まれておるわけなんです。これぐらいの予算で将来つばなものをお作りになるといふ構想なんでございします。が、こんなもので、つばなものができると大臣はお考えになつておられますか。その点を一つ。

○国務大臣(宇田耕一君) この程度では、当然希望を満たすものには足りない、こういうふうな思つております。将来やつぱり先ほど大蔵当局から話がありましたように、政府及び民間でこれを育成していくということにいたしたいと、政府の方もただいま大蔵省から申されたやうな方針でおります。また、民間の方からもなお出資をして差しつかえないということは申し

からしばしば申し上げました、いろいろの有利な点を導入するにその道が講ぜられる、こういう観点からやむを得ずこういうことになつたのでございします。この点を一つよく実情ということを中心にお考えを願ひたいと存するのでございします。

○委員長(松澤兼人君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(松澤兼人君) 速記を起して下さい。

出があつております。

○近藤信一君 今大臣も言われましたように、最初は少い予算であるが、いろいろなことでござりますが、私ほんとうに政府は腰を入れてやるというのであれば、もっと本腰を入れてやるべきが当然だと私は思うのです。往々にしてこういうような問題は、最初はまあ小規模からだんだんと大規模へと、こういうまあ構想のもとに、政府はこういうような問題はいつも出されるのです。ところがやっつけていくうちに、だんだんとそれが大きくなっていくならばよろしいが、だんだんとこれがますますなっていくというような結果が、今まで往々にあるわけなんです。たとえば東北興業の問題でもそうでございます。そういうように非常に大きく発展していけば、これは最初の構想通りいきますけれども、金をつぎ込んでもつきません、これが一向にうだつが上らない、こういうことになりまして、やはりこれはどう息子をかくえたようなものでございまして、この毎年毎年予算をつぎ込むだけで一向に芽が出てこない、こういうようなことがあるわけなんです、往々にして。そうするとこれが出発は大きな構想のもとに出発されたが、だんだんとこれに先細りになってしまつて、そしてにっちもさっちもでなくなつてしまつて、こういうような危険性が私はあるのじゃないか、こういうふうに私は思うのです。その点どうお考えになつておられますか。

○国務大臣(宇田耕一君) 科学技術の後進性を日本としてはとり戻すことは、非常に最近の事業ないし研究の旺盛な面から見ても、この情報センターの生まれた根本の世相じやないかと思つておるのです。特に中小企業が技術的にレベル・アップしなければならぬという要請が非常に強くなつてきておるのです。従つてそういうふうな社会問題として、国際的情報をいかに的確に迅速に流すかというのを考えております。従つて社会的環境がそういうことを要請するこの力というものは、この科学情報センターを必ず育成していくものであらうと思つております。これが一部の資本家によつて金を出して一部の者に利用されるという程度で終るようなものでしたら、おそらくこれはおそれられるようなことになるおそれがあると思つておられます。そういうことには立法後におけるこの情報センターの本来の精神を生かすために、十分な監視あるいは援助を与えていくというのを、皆さんと一緒にこれは考えはかつていきたいものだと思つておられます。

○近藤信一君 この事業計画を見ましても、いろいろと外国からの情報を集めて、それから出版物によつてこれを流しつけて、そして広くこの情報を流したいとか、こういう構想があるわけなんです。今大臣も言われましたように、問題は大企業は相当なスタッフもそろえて、相当な規模で情報も集めて研究もしておるわけですが、ところが、中小企業、特に中小企業といわれる中でも中小企業、こういうところはそういうあつたがない。そこでこういう通信物、雑誌等によつて情報を流されても、これを十分に研究する、また、これを読んで興味して、これとすぐ自分の工場に当てはめるといふようなことも、なかなか私は困難だと思つておるのです。そういうような点は、どういふような方法で中小企業に対する科学技術の指導ということになされるか、ただこの流す出版物だけで、それで政府の方は事足りるというふうな考へておられるかどうか、その点を一つ伺つておきます。

○国務大臣(宇田耕一君) それにつきましても、中小企業に対しては金融は中小企業金融公庫とかいろいろ従来請せられております。それで最近では金融とか、信用供与とか以外に、技術をどういふふうにして、これに組織的に導入していくかということになりまして、また、たとへて申し上げますと、中小企業の中にどうしても研究組合、研究団体を組織化していかなければならない、そういう細かいものに対する技術の導入の機会を与える。それともう一つ技術士法を今出してあります。要するに技術に関する弁護士といふものです。計理士といふもの、それに似たようなものがここに生れて参ります。そういうコンサルタント・エンジニアリングがここに生れるということは、この技術情報を的確に流す、それがために中小企業に組織をしていただく、その組織に対して今度はコンサルタント・エンジニアリングがおつて、それがそれと一緒にそのないよう運営の技術的責任を持つて活動してもらう、そういうふうなことを一連に考へておつて、そして中小企業ないし零細な御指摘のあつた点に、できるだけこの大企業のし寄せの来ないよう事前の対策を講じたい、こういうふうにして思つております。

○委員長(松澤兼人君) 速記をとめて下さい。
○委員(松澤兼人君) 速記を始めて下さい。
一時半に再開することにして休憩いたします。
午後零時四十分休憩
午後二時二十四分開会
○委員長(松澤兼人君) それでは委員会を再開いたします。
午前中に引き続き、日本科学技術情報センター法案を議題といたします。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。
○阿具根登君 御質問を続けますが、この科学技術に限らず、すべて学者の待遇というのが、日本では一番悪いのでございまして、最高学府である大学の先生等も、すべて他の内職をしなければ生活できない、こういうようなことが現在行われておる。いやしくも科学情報センターという名称のもとに、世界の科学技術を取り入れようとするならば、相当な権威者を選ばなければならぬ、かように思ふものでございまして。そうすれば、それに対する待遇ということも相当考へなければ、集まつてくる人がどういふ人がくるかわからない、それに対してどういふようにお考へになつておるか、その点を一つお尋ねいたします。
○政府委員(秋田大助君) しばしば申し上げております通り、科学情報センターの機能の十分な發揮のためには、人のよろしきを得なければなりません、それがためには理事長以下理事、監事その他職員にその人を得なければなりません。しこうして、その人を得るためには、何と申しましても相当の待遇をしなければならぬ。従いまして、一般公務員の職員給与に制約をされるような形であつては、十分なこの機関の機能の發揮にはならない。従つて、一般公務員給与よりは理事者、理事長等においては、それに制約されない優遇の措置を講じたい、こう考へております。なお、具体的にどの程度を考へておるかという点につきましては御返事をすべき必要がありましたならば、事務局から答弁したいと思ひます。
○政府委員(三輪大作君) 役員の理事長、常務理事につきましては、現在私ども大蔵当局に折衝中でございまして、大蔵理事は十五万円程度、常務理事は十三万円、理事は十万円という線で折衝を重ねております。大蔵当局はその人の今までの社会的地位によつて、具体的に人がきまれば、そこで給与の点は話し合おうということになつております。一般職員につきましては、改訂の公務員給与の一五%増しというふうな、大蔵当局と交渉中でございまして。
○阿具根登君 そうしますと、この役員だけが、私はいつも考へるのです、役員が、国会で何かをきめる場合でも、役員なんか、あるいは審議委員、こういう人たちはほとんどの人が十万円以上の給料をもらつておる。ところが、この人たちは三つも四つも兼職を持つておつてほんとうの仕事ができない。そういう人たちに、何と云うのか、有名というのか、有名に限つてはたかさんの金を出しているけれども、実際その下で仕事をやる、ほんとうのその仕

事をやっている人には、非常に給料が少い、こういうことでは私はいけないと思う。役員といえはたった四名です。四名の方で何しようたつて、これはほとんど実際自分が携わつてするよなことはなないと思うのです。実際外國の警備を取り寄せて、それを翻訳するとか、あるいはどうするとかいう問題になつてきますと、相当な学者が要るのじゃないかと私は思うのです。役員の候補なんかは考えていないと、實際仕事をやる人は、今聞いてみれば、一般公務員の一五%増し、そういうことになれば、頭でつかちで、足がひょろひょろで、ほんとうの発足はできないと思う。だから聞いたわけなんです、それはどうですか。

○政府委員(三輪大作君) お説の通りでございます、實際仕事をやる人間は、情報活動をやります中心になりまします。人たちは、むしろそれは中堅どころにあるわけでございます。従いまして、今一五%と申しましたのは給与だけで、そのほか残業とかその他の手当がつきますから、一五%以上には上ると、これもできるだけお説のように優遇をいたしてあるのでございまして、やはり特殊法人の形でありまして、その会社並みに引き上げるといふわけにも参りませんので、いい人材を集めるためには、給料をできる範囲でいろいろの面で考えていかなければいかぬ、かように考えております。

○阿具根登君 局長も加藤先生のお話をお聞きになりましたように、国会図書館を指して、科学のわかる人は一人もない、こういうことを言っておられるのです。相当な高級の人が国会図書館にはおられるはずなんです。それ

に対しても、そういう批判が当の学者からされるわけなんです。ところが、この役員というのは、事務を携わるとか、そういうことじゃなくて、ほとんど総合的な立場におられると私は思うのです。そうすれば、事務を携わる、ほんとうの仕事をする、外國に行かれる、警備を取り寄せるというところは、その人たちがやると思うのです。いわゆる大学の先生のできるような方々がやられると私は思うのです。そうしますと、今の考え方でいくならば、ただ役員を作るだけであつて、お役所仕事であつて、ほんとうにこの科学技術の先端をいく技術情報センターというにはふさわしくないと、私は思うのです。で質問いたしますと、それじゃどういふ人材を集めようと思つてゐるのか、その点についてお尋ねいたします。資格をどのくらい考えておられるか。

○政府委員(三輪大作君) 現在、日本で情報活動をやっております人々のリストを調査をいたしております。これは民間といわず、大学あるいは協会と人々の、一つの団体ではございまして、関係の集まりがございまして、そういう中からも来ていただくことを考えておりますし、また研究所におりまして、非常にこういう才能がありまして、研究所においてはやはり研究がしたいといふことから非常に待遇をされたい。まあ、九級とか十級というやうな低い給料をもらつておられるがまことさいます。そういうふうな、現在文献活動をやっておられる人は、繼じて申ししますと、非常に待遇が悪いわけでございます。これに甘んじてやつておられるわけ

でありまして、そういう方々のうちで、情報センターからぜひ来てもらいたいという人と、また向うから、こういうものができるのだからというの、申し込みも現在ございまして、従いまして、人材を探る対象といたしましては、学界、協会、団体あるいは民間の活動をやっておる、そういう広い分野から適任者を採用規格を作りまして、その規格に合った人を採用したい、こういうふうな考えております。

○阿具根登君 規格をお作りになつて採用されるのは、それは当然でございしますが、こういうものになつたら、おそろく最高水準の方々だと思つたのです。最高水準の方々を集めることになると思つて、規格だけ強くしても、それに対する報酬が低かつた場合に、あなた方が期待しておられるような人が集まるかどうか。あなた方は、集まつた方は最良の人だと言つて御紹介されまします、必ず。ところが、往々にしてそうでないことが今ですと続いております。また、相当な見識を持つておられる方、これはその事業だけに打ち込んでおられて、生活なんかちつとも考えておられないという方もたまにはおありでしよう。しかし、学者は飯を食わな

いでもいいといふことはできない。そうしてくれば、せつかくこれだけのやつを作つて、そうして先ほど言いましたやうに、図書館その他のものもあつても大して役に立たないやうになつておそれるものを作つても、それに応じた人材が集まらなかつた場合どうなるんですこれは。今失業者が多から集まるには集まります。何ほでも集まります。集まつて来る人の問題

です。ほんとうにはいい人が、ほんとうに科学の、この人ならどういふ大企業に行つても、あるいは政府のどういふ機関の方々にでも十分に対等に、それ以上に科学の詳しい人だといふやうになつてくれば、あなた方が考えておられるやうな待遇で集まつて来るかどうか。せつかく来て、先ほど言つたやうに、大学の先生でさえも何かほかの仕事をしなればならぬやうなものであるから、これの人たちもまたそういったことをしようと言つたならば、決して考えられるやうなことはならないと私思うのですが、その点どうですか。

○政府委員(三輪大作君) 給与において一五%、その他に諸手当を加えますれば、多くなつてゐるわけでございます。大学あるいは今申しましたやうな研究所にいらる方々、その待遇で来るかどうかといふお話しですが、私どもは見通しをいたしましては、今までの折衝した関係から考えまして、私は百パーセント来るということには期待できないにいたしまして、支障のない人材は集め得ると思つて、東大の加藤助教授が言つたやうに、人間を幾ら集めても、あるいは機能を幾ら整備しても、その衝にはんとうに耐え得る人、ほんとうにその衝に當つておる人、こういう人でなければ何にもならない。二億一千九百万円のPBRポートを出すといつても、ほんとうにそれを選挙する人もおられない、こういうことを言つておられるじゃございせんか。おそろく大学のこういう研究の関係の方々は、相当深い知識を持つ

ておられることは、これは御承知の通りなんです。ところが、そういう学問の中に入つておるから、今のままでおられるけれども、これが民間と一緒に、あるいは政府の監督を受けていくなれば、相当この人たちが考え方が變つてくると私は思うのです。そうしますと、集まつて来た人は實際学界が望んでおられるやうな人でなくて、学界から見れば、何だ、またあのくらしいものかと言はれるやうな人であつたならば、私はほんとうの機能が發揮できないとするなら、こういうことを、これは国会図書館以上のやつである、ほかの民間の情報センター以上のやつである、大学の情報部門以上のやつである、というのを言はれるなら、それ以上の人材を集めるためには、相当莫大な金をこれにかけなければいけないと思ふ。もしもこれがそうでなかつたならば、民間も学界も、よそを向きます。民間も学界も、自分たちの方が能力がうんとあるといふことになつてくれば、こういう所にたよらないやうになります。大体六十人のうち、どのくらいこういう専門家を持つてこれやうとするのですか。

○政府委員(三輪大作君) 六十名は本年度の予定でございまして、そのうち管理部門と、情報部門と分れるわけでありまして、最初六十名の場合、情報部門としては約三十名、それから調査関係で三名、それから収集整理の分野で二十名、あとが管理関係になるわけでありまして。

○阿具根登君 そうすると、これに要する今度の費用はどのくらい見ておられるのですか。

○政府委員(三輪大作君) 人件費でこ

さいますね、人件費は三十二年度の今の六十名で二千三百三十六万八千円を予定しております。これは七月一日から採用と、十月に採用いたすのと、分れておりますので、御了承いただきます。

○阿具根登君　そうすると、六十人をおしなべて考えても、二千三百万円とすれば、一人四万何千がしですね、そういうことですか。

○政府委員(三輪大作君)　七月と十月に採用いたします関係上、ちよつと計算がやりにくいから、三十三年度を申し上げますと、これはずつと十二カ月になりますので、五千六百五十八万五千円が百十名ということになりますから、約一人平均五万円以上にはなる予定であります。

○阿具根登君　三十三年度は二億五百万円ですか、そのうちの五千六百八十万円ですか、そうすると、雑誌類を相当部数出すということとをこの前御説明になっておりましたが、先ほど見せてもらったところでは、図書館の方でも相当な雑誌類を出しておられる。こういうのはどうなりますか、非常に重複してくると思うのですが、科学センタリで出すような雑誌で現在図書館が出しているのはやめさせられるのかどうか、あるいは重複して出すのかどうか。それからもう一つは、参考人も言っておられたように、現在出ているものでも、ほとんど自分に必要のないものがたくさん出回っておいて、自分が知りたいのは、その一部であつたり、あるいはそれになつたり、そういうのが非常に多くて、そういう雑誌を膨大な部数刷って出すというふうなことをするよりも、必要なものが要るときに手に入るようにしていただきたい

の目録類がございまして、おおむねは図書館の予算の上におきまして、印刷製本費という費目を持っている経費を印刷費にあてまして、おおむねはそれらの目録等の印刷物を十分利用しますような機関には、なるべく無償で配布をいたしております。なお、必ずしも製本印刷費がありませんでも、もし、その印刷を引き受けるような団体等がありました場合に、それに負担せしめまして印刷費を支弁させる場合もございまして。

○阿具根登君　それによつて収支はどういうふうになっておりますか。本の収支……

○国立国会図書館副館長(中根秀雄君)　図書館の印刷製本費で印刷しました分につきましては、むしろ蔵書の支出でございますから、出来上りました印刷物の資料につきましては、それぞれ印刷物の収入もございまして、それから別段の収入もございまして、それから団体その他に委託しましたものにつきましても、図書館としては別段著作権その他の料金を取らずにそれらの団体が自由に、われわれの希望をいれまして、頒布に当たっている場合もありまして、あるいは適正な価格をつけて団体自身の収入として頒布をしている場合もあります。

○阿具根登君　そうすると、こういう目録なり、必要に応じては総合雑誌等もお出しになる場合ですね、もちろん政府関係等はこれは無料で配布されておられるわけですが、一般民間等でやられる場合には、原則だけ取っておられるのか、それとも利潤を含めて取っておられるのですか。

○国立国会図書館副館長(中根秀雄君)　図書館の法律の規定によりますと、二十一条の三号でございまして、これによりまして、国立国会図書館で印刷した目録票その他の出版物を他の図書館及び個人が購入しようとする際には、館長の定める価格でこれを売り渡すこととされて、それらの目録類につきましても、それそれ価格が決定されておる。その価格によつて販売されております。

○阿具根登君　三十二年度は途中になりますから、三十三年度は人件費五千六百万円ということだったから、三十三年度で御質問いたしますが、事業収入が一億一千万円、出版物収入が七千四百万円、情報提供費が二千七百万円、これだけ組んでおられるんですか、今、国会図書館のお話とどういふふうになりますか。

○政府委員(三輪大作君)　収入見込みをいたしまして速報とそれからダイジェスト並びに調査資料、情報提供費などを考えておりますが、まあ速報の方はこれはもう早きを導ぶという意味で、一冊三十三年度におきましては百二十円を予定しております。それを、まあ月に二回出してまいります。これが十部門に分れておりますから、その十倍になりますから、十二カ月になりますので、一部門で二千八百円、その十倍で、その十倍になりますから、約四千四百八十万円を見込んでおります。それからダイジェストの方は、一冊に十部門に分れておりますので、一冊あたり二百円、一部門千六百部といたしまして、これは九カ月というのはまだ準備が整いせんので、七月から発足いたしまして九カ月ということ、これ

が二千八百八十万円。それから調査資料の方は百円で年四回出して二千五百部一回に売るといふことから、これが約一千万円。そのほか情報提供による収入といたしましては、これは二千七百万円を見込んでおります。で、その内訳といたしましては、大きなテーマにつきましても一週間ぐらいかかるような問題については、一件まあ五千円程度を見込んでおります。そういうものが月に十件ぐらい、十部門各部門について十件ぐらい考えて、十二をかけたものと、これが六百万円。それから平易なもの、二、三時間で回答ができるようなものについては、五百円程度を見込んでおります。これが月に五十件、十二カ月十部門で三百万円。それからセンタリの保存する記録類及びセンタリ以外の協力機関の所有してある資料等についても、マイクロフィルムを複製をやりまして、その提供によつてこれはマイクロフィルムを一コマ十円と考へまして、六万の十二カ月ということでは七百二十万を見込んでおります。それから一般の複製といたしましては、一コマ三十円で二万枚、十二カ月、やはり七百二十万円。そのほか翻版が、これは外国雑誌、ページを考へておりますが、約千円といたしまして、月三百ページを予想いたしまして、十二カ月で三百六十万円以上が三十三年度の収入見込みでございます。

○阿具根登君　私はしろうとでよくわかりませんが、先ほど人事問題に触れましたが、実際御答弁を聞き、資料をいただいでみますと、ほんとにこの仕事のやる人は半分の約三十名、あとの半分の方は庶務、会計、複写、そういう事務的な仕事です。これは一般の

事務員でもできるような仕事であると思ふのです。そうすると、三十名の方が仕事されて年間一億の売り上げがある。こういうことになってくれば、大へんなものじゃないかと私は思うのですが、私は自分で事業をやったことも何もないからわかりませんが、これも、そうであつたならば、これは非常にいい事業になって投資が多くなりやすいですか、それはいかがですか。

○政府委員(三輪大作君) ただいま三十名というお話ですが、それは三十二年度でございますが、三十三年度は情報部が五十名、それから依頼によつていろいろ資料を提供して報酬をもらう、調査部といつておりますが、その方が二十一名あつておりますが、従いまして七十一名になります。そのほか収集とか、複写、整理とかという方に約三十名ございます。約百名というものが中心に連絡あるいは依頼による回答、調査という面に働く、これが中堅でございます。そのほか外部に依頼をいたすことになっておまして、先般も申しましたように、少くとも千名ぐらゐは、日本のそれぞれの専門家に依頼をして、情報なり、あるいは翻訳なりをしていただく費用も見込んでおります。あるいは施設の機関にお願ひしてやつてもらふという委託経費も見込んでございます。そういうもので、直接センター直屬の職員は、お説のように非常に少ないのでございまして、それだけでなしに外部に委託するとか、あるいは協力してもらふ方々を全部活用いたしますれば、私もこれだけの仕事はやつていけるというふうな考へております。要はこの機関に対する関係者の協力ということが非常に

今後大事になってくるだろう、こういう意味で、当初から学界並びに関係業界、あるいはこういう活動しているところと十分緊密な連絡をとつて計画を進めてきたわけでございます。

○阿具根登君 最後の一つ質問しておきますが、人事にまたさかのほりますけれども、すべて政府がやるという問題については、官庁あがりの人がほとんどそこへ行つておられる。また、日本の一番悪いことは、国鉄一家といわれるように、国鉄出身の人はやめると国鉄関係の仕事にみなつておられる。銀行の関係の人は、これは商売ですから、餅屋は餅屋で、しようがないかもしれませんが、ほとんど相互銀行などに行つておるから、汚職ばかりやつてろくなことをしてない。今度またこういうものができれば、官庁関係からずらつて行くようなことになりはせぬかという点を私は心配するのですが、そういう点は断然ないですか。官庁関係の方はほとんど探らない、こういう考え方であるかどうか。

○政府委員(三輪大作君) お説の通りで、この機関がうまくいくかいかないかは、人材をいかに集めるかということにかかると、私も確信をしておるわけでございます。官庁から一人も探らぬかという御質問については、官庁の中にも、たとえば満州から引き揚げてきて途中から入つたため、非常に不遇な人がおつて、それがはからずも非常に語学ができてこの仕事に向く人がかりにおつたといひますれば、そういう人は先ほど一定の資格試験を経て探ると申し上げましたが、この仕事にほんとうに適切な人であるということがはつきりわかりますれば、これ

は官庁から一人も探らぬということでは、私は言えないので、要するにこの仕事にほんとうに適した人を集めれば、今の阿具根先生の御心配になることがないように運営ができるだろうと考えております。

○古池信三君 それでは私から二、三質問をしたいと思ひますが、まず第一に、この科学技術情報センターの性格という問題になつてくると思うのです。これが公益性の非常に高い法人であるというところは申すまでもないのであります。また、これについて再々今までの委員会においても質疑応答がかわされたことはよく知つております。しかし、あえて重ねてこの問題についてお尋ねしたいと思ふのは、これが将来この科学技術情報センターのほんとうの根本に触れる問題であると思ひます。あえて発言をするのですが、この内容を見ますと、出資者あり寄付金という非常に複雑な機構になつておるわけであり、政府からの出資もあるという非常に複雑な機構になつておるわけであり、また、けれども、あくまでも出資に対しては必ずしもその利益を分配するというようなことは、これは第二、第三の問題であつて、そのセンターとしてはそういうことは重きを置かない、今までのいうふうな御答弁もあつたようであり、するけれども、ここにさらに確認をしておきたいと思ふのです。便宜上こういう制度がとられたにしましても、あくまでもこれは利益というようなことは問題にしないで、公益的なサービスの機関としてあくまでもその主体性を續けていってほしい、こういう希望を私は持つておるのですが、これに対して政府の御見解はどうか。もう

一度はつきりしたところをお示しをいただきたいと思います。

○政府委員(秋田大助君) 古池先生のお考えの通り、政府当局も考へておる次第でございます。

○古池信三君 それから今のことも関連をいたすわけでございますが、出資者といへば自然大企業になつてくると思ふのです。ところが、このセンターは仕事の内容からいひましても、あらゆる方面に公平に利用してもらわなければならぬ機関であるわけですから、そういう際に出資をしたからとか、あるいは大企業であるからというやうなわけで、その方面に優先的に利便を享得するというやうなことがあつては、この情報センターを作つた趣旨に合致しないと思ふのです。むしろ、今一番日本で技術面におかれてゐるのは中小企業でありますから、中小企業に対しては積極的に利用をさせる、その便益をはかるということが、特に重要であらうと思ふのですが、この点について政府はどう考へておられるか、はつきり御答弁をいただきたい。

○政府委員(秋田大助君) その点もまた、古池先生のお考えの通り、政府も全く同感でございます。この点につきましては、先ほど大臣からも質疑応答の中で御意見が示されておつたと思ひますが、出資の類あるいは出資者の人によりまして、あるいは特に国家的目的であるからとかというやうな理由の出資の類、人の種類によりまして提供いたしますサービスに厚薄があつてはならないのでありまして、その点は、深く考へていたしておりまして、大臣先ほど御答弁の通り、十五条に役員となるべからざる人をきめたり、あるいは

はこの機関の業務の方法につき内閣総理大臣に認可を受けなければならぬと、変更の場合もまた同様、あるいは資金計画、事業計画の作成等につきましても、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬというやうな規定を置きました点は、まさに古池先生御心配の点も考慮したためにほかならないのでありまして、特に時代の要求であり、長く日本の産業界における宿題であり、問題であります。中小企業の振興のためにこれが大いに役立たせたいという趣旨もございしますので、特に中小企業等のためになる点は、運用に当りまして格別の配慮しなければならぬという点であると考え、運用のよろしきを期しておる次第でございます。

○古池信三君 次に、運営に当る人の問題ですが、先ほど同僚委員から質問があつたようでありまして、大体今まで役人をしておつた人は、あまり採用しないという御意見でありました。うですが、こういうやうな国家を背景にした法人というやうな団体におきましては、とかく官僚の経験のない人が入つたとしても、入つてしまつたと、非常に官僚的な考え方になる、あるいはそのやり方も非常に悪い意味の官僚主義的になるというところが、聞々今まであつたと思ふのです。で、この情報センターは最も民主的でなければならぬし、また、たれしも好んでこへ情報の提供を求め集まつてくるというやうな好ましい機関とならなければいけません。従つて、そういう意味からいひまして、将来こういう官僚的な運営の方法に陥らなければいけないとかやうに私は考へるので

二 製鍊設備及びその附屬施設
(以下「製鍊施設」という。)を

置する工場又は事業所の名称及び所在地

三 製錬施設の位置、構造及び設備並びに製錬の方法

四 製錬施設の工事計画

(指定の基準)

第四条 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、前条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。

一 その指定をすることによつて原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

二 その事業を適確に遂行するに足る技術的能力及び経理的基礎があること。

三 製錬施設の位置、構造及び設備が核燃料物質又は核燃料物質による災害の防止上支障がないものであること。

2 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、前条第一項の指定をする場合においては、前項各号に規定する基準の適用について、あらかじめ原子力委員会の意見をきき、これを尊重してしなければならない。(指定の欠格事項)

第五条 次の各号の一に該当する者には、第三条第一項の指定を与えない。

一 第十条第二項の規定により第三条第一項の指定を取り消され、取消の日から二年を経過していない者

の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることのない後、二年を経過していない者

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号の一に該当する者のあるもの

(変更の許可及び届出)

第六条 第三条第一項の指定を受けた者(以下「製錬事業者」という。)は、同条第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣及び通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

2 製錬事業者は、第九条第一項に規定する場合を除き、第三条第二項第一号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣及び通商産業大臣に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

3 第四条の規定は、第一項の許可に準用する。

第七条 製錬事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内に、その旨を内閣総理大臣及び通商産業大臣に届け出なければならない。

(合併)

第八条 製錬事業者である法人の合併の場合(製錬事業者である法人と製錬事業者でない法人が合併する場合において、製錬事業者である法人が存続するときを除く)において当該合併について内閣総理大臣及び通商産業大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人は、合併により設立された法人は、製錬事業者の地位を承継する。

2 第四条第一項第一号及び第二号並びに第二項並びに第五条の規定は、前項の認可に準用する。

(相続)

第九条 製錬事業者について相続があつたときは、相続人は、製錬事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により製錬事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を内閣総理大臣及び通商産業大臣に届け出なければならない。

(指定の取消等)

第十条 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、製錬事業者が正当な理由がないのに、総理府令、通商産業省令で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第三条第一項の指定を取り消すことができる。

2 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、製錬事業者が次の各号の一に該当するときは、第三条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命

ずることができる。

一 第五条第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二 第六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

三 第十二条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

四 第六十二条第一項の条件に違反したとき。

(記録)

第十一条 原子燃料公社及び製錬事業者は、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、製錬の事業の実施に関し総理府令、通商産業省令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。

(保安規定)

第十二条 原子燃料公社及び製錬事業者は、核燃料物質に係る製錬の事業を行う場合においては、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、保安規定を定め、事業開始前に、内閣総理大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

2 内閣総理大臣及び通商産業大臣は、保安規定が核燃料物質による災害の防止上十分でないとき認めるときは、前項の認可をしてはならない。

に對し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 原子燃料公社及び製錬事業者並びにその従業者は、保安規定を守らなければならない。

第三章 加工の事業に関する規制

(事業の許可)

第十三条 原子燃料公社以外の者は、加工の事業を行おうとするものは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 加工設備及びその附属施設(以下「加工施設」という。)を設ける工場又は事業所の名称及び所在地

三 加工施設の位置、構造及び設備並びに加工の方法

四 加工施設の工事計画

(許可の基準)

従があること。

三 加工施設的位置、構造及び設備が核燃料物質による災害の防止上支障がないものであること。

2 内閣総理大臣は、前条第一項の許可をする場合においては、前項各号に規定する基準の適用について、あらかじめ原子力委員会の意見をきき、これを尊重してしなければならない。

(許可の欠格事項)

第十五条 次の各号の一に該当する者には、第十三条第一項の許可を与えない。

一 第二十条第二項の規定により第十三条第一項の許可を取り消され、取消の日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることのない者

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号の一に該当する者のあるもの

(変更の許可及び届出)

第十六条 第十三条第一項の許可を受けた者(以下「加工事業者」という。)は、同条第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

2 加工事業者は、第十九条第一項に規定する場合を除き、第十三条第二項第一号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

3 第十四条の規定は、第一項の許可に準用する。

(事業開始等の届出)

第十七条 加工事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(合併)

第十八条 加工事業者である法人の合併の場合(加工事業者である法人と加工事業者でない法人が合併する場合において、加工事業者である法人が存続するときを除く。)において当該合併について内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、加工事業者の地位を承継する。

2 第十四条第一項第二号及び第二項並びに第十五条の規定は、前項の認可に準用する。

(相続)

第十九条 加工事業者について相続があつたときは、相続人は、加工事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により加工事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

内閣総理大臣に届け出なければならない。

(許可の取消等)

第二十条 内閣総理大臣は、加工事業者が正当な理由がないのに、総理府令で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第十三条第一項の許可を取り消すことができる。

2 内閣総理大臣は、加工事業者が次の各号の一に該当するときは、第十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができ、

一 第十五条第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき

二 第十六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかったとき

三 第二十二條第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき

四 第六十二條第一項の条件に違反したとき

(記録)

第二十一条 原子燃料公社及び加工事業者は、総理府令で定めるところにより、加工の事業の実施に関し、総理府令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。

(保安規定)

第二十二条 原子燃料公社及び加工事業者は、総理府令で定めるところにより、保安規定を定め、事業開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

るにより、保安規定を定め、事業開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、保安規定が核燃料物質による災害の防止上十分でないとき、前項の認可をしてはならない。

3 内閣総理大臣は、核燃料物質による災害の防止のため必要があると認めるときは、原子燃料公社又は加工事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができ、

4 原子燃料公社及び加工事業者並びにその従業者は、保安規定を守らなければならない。

第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制

(設置の許可)

第二十三条 日本原子力研究所以外の者で原子炉を設置しようとするものは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 使用の目的

三 原子炉の型式、熱出力及び基数

四 原子炉を設置する工場又は事業所(原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶を建造する造船事業者の工場又は事業所)の名称及び所在地

業所)の名称及び所在地

五 原子炉及びその附属施設(以下「原子炉施設」という。)の位置、構造及び設備

六 原子炉施設の工事計画

七 原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量

八 使用済燃料の処分方法

(許可の基準)

第二十四条 内閣総理大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと

二 その許可をすることによつて原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと

三 その者(原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶を建造する造船事業者を含む)に原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること

四 原子炉施設的位置、構造及び設備が核燃料物質(使用済燃料を含む。以下この章において同じ。)核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること

2 内閣総理大臣は、前条第一項の許可をする場合においては、前項

各号に規定する基準の適用について、あらかじめ原子力委員会の意見をきき、これを尊重してしなければならない。

(許可の欠格条項)

第二十五条 次の各号の一に該当する者には、第二十三条第一項の許可を与えない。

一 第三十三条第二項の規定により第二十三条第一項の許可を取り消され、取消の日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることのない者

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちの前各号の一に該当する者のあるもの

(変更の許可及び届出等)

第二十六条 第二十三条第一項の許可を受けた者（以下「原子炉設置者」という。）は、同条第二項第二号から第五号まで又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

2 原子炉設置者は、第三十二条第一項に規定する場合を除き、第二十三条第二項第一号、第六号又は第七号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内

に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。同項第四号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

3 原子炉を船舶に設置する場合において、その船舶について船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第五條第一項の登録がなされたときは、原子炉設置者は、登録の日から三十日以内に、その船舶の名称を内閣総理大臣に届け出なければならない。その名称を変更したときも、同様とする。

4 第二十四条の規定は、第一項の許可に準用する。

(設計及び工事の方法の認可)

第二十七条 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、総理府令で定めるところにより、原子炉施設の工事に着手する前に、原子炉施設に関する設計及び工事の方法について内閣総理大臣の認可を受けなければならない。原子炉施設を変更する場合における当該原子炉施設についても、同様とする。

2 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、前項の認可を受けた原子炉施設に関する設計及び工事の方法を変更しようとするときは、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。ただし、その変更が総理府令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

(施設検査)

第二十八条 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、総理府令で定めるところにより、原子炉施設の工

事について内閣総理大臣の検査を受けなければならない。原子炉施設を変更する場合における当該原子炉施設についても、同様とする。

2 前項の検査においては、原子炉施設の工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われているときは、合格とする。

(性能検査)

第二十九条 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、総理府令で定めるところにより、原子炉施設の性能について内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、原子炉施設を使用してはならない。原子炉施設を変更する場合における当該原子炉施設についても、同様とする。

2 前項の検査においては、原子炉施設が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条第一項の検査に合格していること。

二 その性能が総理府令で定める技術上の基準に適合するものであること。

(運転計画)

第三十条 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、総理府令（発電の用に供する原子炉については総理府令、通商産業省令、船舶に設置する原子炉については総理府令、運輸省令）で定めるところにより、原子炉の運転計画を作成し、内閣総理大臣（発電の用に供する原子炉については内閣総理大臣及び通商産業大臣、船舶に設置する原子炉については内閣総理大臣及

び運輸大臣）に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(合併)

第三十一条 原子炉設置者である法人の合併の場合（原子炉設置者である法人と原子炉設置者でない法人が合併する場合において、原子炉設置者である法人が存続するときを除く。）において当該合併について内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、原子炉設置者の地位を承継する。

2 第二十四条第一項第一号から第三号まで及び第二項並びに第二十五条の規定は、前項の認可に準用する。

(相続)

第三十二条 原子炉設置者について相続があつたときは、相続人は、原子炉設置者の地位を承継する。

2 前項の規定により原子炉設置者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(許可の取消等)

第三十三条 内閣総理大臣は、原子炉設置者が正当な理由がないのに、総理府令で定める期間内に原子炉の運転を開始せず、又は引き続き一年以上その運転を休止したときは、第二十三条第一項の許可を取り消すことができる。

2 内閣総理大臣は、原子炉設置者が次の各号の一に該当するときは、第二十三条第一項の許可を取

り消し、又は一年以内の期間を定めて原子炉の運転の停止を命ずることができ。

一 第二十五条第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二 第二十六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかったとき。

三 第三十六条の規定による命令に違反したとき。

四 第三十七条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

五 第四十三条の規定による命令に違反したとき。

六 第六十二条第一項の条件に違反したとき。

(記録)

第三十四条 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、総理府令で定めるところにより、原子炉の運転その他原子炉施設の使用に関し総理府令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶又は原子炉設置者の事務所）に備えて置かなければならない。

(保安のために講ずべき措置)

第三十五条 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、次の事項について、総理府令で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一 原子炉施設の保安
二 原子炉の運転

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄

(施設の使用の停止等)

第三十六條 内閣総理大臣は、原子炉施設の保全若しくは原子炉の運転又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条の規定に基く總理府令の規定に違反していると認めるときは、日本原子力研究所又は原子炉設置者に対し、原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることが出来る。

(保安規定)

第三十七條 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、總理府令で定めるところにより、保安規定を定め、原子炉の運転開始前に、内閣總理大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 内閣總理大臣は、保安規定が核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分でないとき、前項の認可をしてはならない。

3 内閣總理大臣は、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害の防止のため必要があると認めるときは、日本原子力研究所又は原子炉設置者に対し、保安規定の變更を命ずることが出来る。

4 日本原子力研究所及び原子炉設置

置者並びにその従業者は、保安規定を守らなければならない。

(原子炉の解体)

第三十八條 日本原子力研究所及び原子炉設置者(第六十六條第一項に規定する者のうち原子炉設置者に係る者を含む。以下次項において同じ)は、原子炉を解体しようとするときは、總理府令で定めるところにより、あらかじめ内閣總理大臣に届け出なければならない。

2 内閣總理大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、必要があると認めるときは、日本原子力研究所又は原子炉設置者に対し、原子炉の解体の方法の指定、核燃料物質による汚染の除去その他核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を命ずることが出来る。

(原子炉の譲受等)

第三十九條 日本原子力研究所又は原子炉設置者からその設置した原子炉又は原子炉を含む一体としての施設(原子炉を設置した船舶を含む。以下第四項において同じ)を譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、内閣總理大臣の許可を受けなければならない。ただし、日本原子力研究所が原子炉設置者からその設置した原子炉を含む一体としての施設を譲り受ける場合は、この限りでない。

2 日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者(原子炉設置者

を除く)からその所有する船舶で原子炉を設置したものを譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、内閣總理大臣の許可を受けなければならない。

3 第二十四條及び第二十五條の規定は、前二項の許可に準用する。

4 第一項の許可を受けて原子炉設置者からその設置した原子炉又は原子炉を含む一体としての施設を譲り受けた者は、当該原子炉に係る原子炉設置者の地位を承継する。

5 第一項の許可を受けて日本原子力研究所からその設置した原子炉又は原子炉を含む一体としての施設を譲り受けた者及び第二項の許可を受けて原子炉を設置した船舶を譲り受けた者は、原子炉設置者とみなす。この場合において、第二十六條第一項中同条第二項第二号から第五号まで又は第八号に掲げる事項とあり、又は同条第二項中「第二十三條第二項第一号、第六号又は第七号に掲げる事項」とあるのは、「政令で定める事項」と、第三十三條及び第六十五條第二項中「第二十三條第一項」とあるのは、「第一項の許可を受けた者にあつては第三十九條第一項」と、第二項の許可を受けた者にあつては「第三十九條第二項」と読み替へるものとする。

第四十條 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、原子炉の運転に關して保安の監督を行わせるため、總理府令で定めるところにより、次条第一項の原子炉主任技術者免

状を有する者のうちから、原子炉主任技術者を選任しなければならない。

2 日本原子力研究所及び原子炉設置者は、前項の規定により原子炉主任技術者を選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を内閣總理大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(原子炉主任技術者免状)

第四十一條 科学技術庁長官は、次の各号の一に該当する者に対し、原子炉主任技術者免状を交付する。

一 科学技術庁長官の行う原子炉主任技術者試験に合格した者
二 科学技術庁長官が、政令で定めるところにより、原子炉に關し前号に掲げる者と同等以上の学識及び経験を有すると認める者

2 科学技術庁長官は、次の各号の一に該当する者に対しては、原子炉主任技術者免状の交付を行わないことができる。

一 次項の規定により原子炉主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、二年を経過していない者

3 科学技術庁長官は、原子炉主任技術者免状の交付を受けた者がこの法律又はこの法律に基く命令の

規定に違反したときは、その原子炉主任技術者免状の返納を命ずることが出来る。

4 第一項第一号の原子炉主任技術者試験の課目、受験手続その他原子炉主任技術者試験の実施細目並びに原子炉主任技術者免状の交付及び返納に関する手続は、總理府令で定める。

(原子炉主任技術者の職務等)

第四十二條 原子炉主任技術者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 原子炉の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

(原子炉主任技術者の解任命令)
第四十三條 内閣總理大臣は、原子炉主任技術者がこの法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したときは、日本原子力研究所又は原子炉設置者に対し、原子炉主任技術者の解任を命ずることが出来る。

第五章 再処理の事業に関する規制

(事業の制限)
第四十四條 原子燃料公社以外の者は、再処理の事業を行つてはならない。ただし、日本原子力研究所が日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)第二十二條第二項の認可を受けて再処理の事業を行う場合は、この限りでない。

(設計及び工事の方法の認可)

第四十五條 原子燃料公社は、總理府令で定めるところにより、再処理設備及びその附屬施設(以下「再

処理施設という。)の工事に着手する前に、再処理施設に関する設計及び工事の方法について内閣総理大臣の認可を受けなければならない。再処理施設を變更する場合における当該再処理施設についても、同様とする。

2 原子燃料公社は、前項の認可を受けた再処理施設に関する設計及び工事の方法を變更しようとするときは、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。ただし、その變更が総理府令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

(施設検査)

第四十六条 原子燃料公社は、総理府令で定めるところにより、再処理施設の工事について内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、再処理施設を使用してはならない。再処理施設を變更する場合における当該再処理施設についても、同様とする。

(保安規定)

第五十条 原子燃料公社は、総理府令で定めるところにより、保安規定を定め、事業開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(保安規定)

第五十一条 原子燃料公社は、再処理施設の保安若しくは再処理設備の操作又は使用済燃料、使用済燃料から分離された物若しくはこれらによつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄に関する措置が前条の規定に基き総理府令の規定に違反していると認めるときは、原子燃料公社に対し、再処理施設の使用の停止、改造、修理又は移転、再処理設備の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることが出来る。

(記録)

第四十七条 原子燃料公社は、総理府令で定めるところにより、再処理の事業の実施に関し総理府令で定める事項を記録し、これをその工場又は事業所に備えて置かなければならない。

(保安のために講ずべき措置)

第四十八条 原子燃料公社は、次の事項について、総理府令で定める

認めるときは、原子燃料公社に対し、保安規定の變更を命ずることが出来る。

4 原子燃料公社及びその従事者は、保安規定を守らなければならない。

(準用規定)

第五十一条 第四十五条から前条までの規定は、日本原子力研究所が日本原子力研究所法第二十二条第二項の認可を受けて再処理の事業を行う場合に準用する。

第六章 核燃料物質の使用等に関する規制

(使用の許可)

第五十二条 核燃料物質を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 原子燃料公社及び製錬事業者が核燃料物質を製錬の事業の用に供する場合

二 原子燃料公社及び加工事業者が核燃料物質を加工の事業の用に供する場合

三 日本原子力研究所及び原子炉設置者が核燃料物質を原子炉に燃料として使用する場合

四 原子燃料公社及び日本原子力研究所が核燃料物質を再処理の事業の用に供する場合(日本原子力研究所にあつては、日本原子力研究所法第二十二条第二項の認可を受けて再処理の事業を行う場合に限る。)

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書をして汚染された物による災害の防止上支障がないものであること。

内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 使用の目的及び方法

三 核燃料物質の種類

四 使用の場所

五 予定使用期間及び年間(予定使用期間が一年に満たない場合に於ては、その予定使用期間)予定使用量

六 核燃料物質の使用施設(以下単に「使用施設」という。)の位置、構造及び設備

七 核燃料物質の貯蔵施設(以下単に「貯蔵施設」という。)の位置、構造及び設備

八 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄施設(以下単に「廃棄施設」という。)の位置、構造及び設備

(許可の基準)

第五十三条 内閣総理大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 核燃料物質が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二 その許可をすることによつて原子力の研究、開発又は利用が促進されることが明らかであること。

三 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の位置、構造及び設備が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであること。

(許可の欠格事項)

第五十四条 次の各号の一に該当する者には、第五十二条第一項の許可を与えない。

一 第五十六条の規定により第五十二条第一項の許可を取り消され、取消の日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることのない者

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちの前各号の一に該当する者のあるもの

て汚染された物による災害の防止上支障がないものであること。

(許可の取消等)

第五十六条 内閣総理大臣は、使用者が次の各号の一に該当するとき

1 第五十三条の規定は、第一項の許可に準用する。

2 使用者は、第五十二条第二項第一号又は第五号に掲げる事項を變更したときは、變更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 第五十三条の規定は、第一項の許可に準用する。

4 第五十六条 内閣総理大臣は、使用者が次の各号の一に該当するとき

(許可の取消等)

第五十六条 内閣総理大臣は、使用者が次の各号の一に該当するとき

(許可の取消等)

第五十六条 内閣総理大臣は、使用者が次の各号の一に該当するとき

(許可の取消等)

第五十六条 内閣総理大臣は、使用者が次の各号の一に該当するとき

(許可の取消等)

第五十六条 内閣総理大臣は、使用者が次の各号の一に該当するとき

(許可の取消等)

第五十六条 内閣総理大臣は、使用者が次の各号の一に該当するとき

(許可の取消等)

は、第五十二条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて核燃料物質の使用の停止を命ずることができる。

一 第五十四条第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二 前条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

三 次条から第六十条までの技術上の基準に違反したとき。

四 第六十二条第一項の条件に違反したとき。

(使用の基準)

第五十七条 使用者は、核燃料物質を使用する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(廃棄の基準)

第五十八条 使用者は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を廃棄する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(運搬の基準)

第五十九条 使用者及び原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者又は使用者から運搬を委託された者は、核燃料物質を運搬する場合(船舶又は航空機により運搬する場合を除く)においては、総理府令(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運輸省令)で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(保管の基準)

第六十条 使用者及び原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者又は使用者から保管を委託された者は、核燃料物質を保管する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

(譲渡及び譲受の制限)

第六十一条 核燃料物質は、次の各号の一に該当する場合のほか、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。ただし、条約その他の国際約束に基づき国が核燃料物質を譲り受け、若しくはその核燃料物質を譲り渡し、又は国からその核燃料物質を譲り受ける場合は、この限りでない。

一 原子燃料公社が日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合

二 日本原子力研究所が原子燃料公社、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合

三 製錬事業者が原子燃料公社、日本原子力研究所、加工事業者、原子炉設置者、使用者若しくは他の製錬事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合

四 加工事業者が原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者

者、原子炉設置者、使用者若しくは他の加工業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合

五 原子炉設置者が原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、使用者若しくは他の原子炉設置者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合

六 使用者が原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは他の使用者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から第五十二条第一項の許可(第五十五条第一項の許可を含む)を受けた種類の核燃料物質を譲り受ける場合

七 原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者又は使用者が核燃料物質を輸出し、又は輸入する場合

八 第六十六条第一項の規定に基づく命令で定めるところにより、核燃料物質を譲り渡し、又はその核燃料物質を譲り受ける場合

第七章 雑則

(指定又は許可の条件)

第六十二条 この法律に規定する指定又は許可には、条件を附することができる。

2 前項の条件は、指定又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、指定又は許可を受ける者に不当な義務を課することとならない

ものでなければならない。

(事故届)

第六十三条 原子燃料公社及び日本原子力研究所並びに製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者及び使用者第六十六条第一項に規定する者を含む。以下次条第一項において同じ。並びにこれらの者から運搬又は保管を委託された者は、その所持する核燃料物質(使用済燃料を含む。以下次条第一項及び第三項並びに第六十六条第一項及び第四項において同じ)について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

(危険時の措置)

第六十四条 原子燃料公社及び日本原子力研究所並びに製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者及び使用者並びにこれらの者から運搬又は保管を委託された者は、その所持する核燃料物質又は原子炉に関し、地震、火災その他の災害が生じたことにより、核燃料物質又は原子炉による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合においては、直ちに、命令で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

3 主務大臣は、第一項の場合において、核燃料物質又は原子炉により災害を防止するため緊急の必要があるとき、同項に規定する者に対し、製錬施設、加工

施設、原子炉施設、再処理施設又は使用施設の使用の停止、核燃料物質の所在場所の変更その他核燃料物質又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(事業の廃止等の届出)

第六十五条 製錬事業者若しくは加工事業者がその事業を廃止し、原子炉設置者が当該許可に係る原子炉のすべての運転を廃止し、又は使用者が当該許可に係る核燃料物質のすべての使用を廃止したときは、その製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者又は使用者は、命令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしたときは、第三條第一項の指定又は第十三條第一項、第二十三條第一項若しくは第五十二條第一項の許可は、その効力を失う。

3 製錬事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第八條第一項若しくは第九條第一項の規定による承継がなかつたとき、加工事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第十八條第一項若しくは第十九條第一項の規定による承継がなかつたとき、又は原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第三十一條第一項若しくは第三十二條第一項の規定による承継がなかつたときは、それぞれの清算人若しくは破産管理人又は相続人に代つて相続財産を管理する者は、命令で定めるところにより、その旨を主務大

臣に届け出なければならない。
4 使用者が解散し、又は死亡したときは、その清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者又は相繼人若しくは相繼人に代つて相続財産を管理する者は、命令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(指定又は許可の取消、事業の廃止等に伴う措置)
第六十六条 第十条の規定により指定を取り消された製錬事業者、第二十條、第三十三條若しくは第五十六條の規定により許可を取り消された加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者又は前条第一項、第三項若しくは第四項の規定により届出をしななければならない者は、命令で定めるところにより、核燃料物質を譲り渡し、核燃料物質による汚染を除去し、又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物を廃棄する等の措置を講じなければならない。

2 第五十八條の規定は、前項に規定する者が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を廃棄する場合に、第五十九條及び第六十條の規定は、同項に規定する者及びこれらの者から運搬又は保管を委託された者が核燃料物質を運搬し、又は保管する場合に準用する。

3 第一項に規定する者は、指定若しくは許可を取り消された日、製錬若しくは加工の事業を廃止した日、原子炉のすべての運転若しくは

は核燃料物質のすべての使用を廃止した日又は製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者が解散し、若しくは死亡した日からそれぞれ三十日以内に、同項の規定により講じた措置を主務大臣に報告しなければならない。

4 主務大臣は、第一項に規定する者の講じた措置が適切でないと思ふときは、同項に規定する者に対し、核燃料物質又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(報告徴収)
第六十七条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者又は使用者に対し、その業務に

関し報告をさせることができる。
(立入検査)
第六十八条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者又は使用者の事務所又は工場若しくは事業所(原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶)に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(聴聞)
第六十九条 主務大臣が第十條、第二十條、第三十三條又は第五十六條の規定による処分をする場合及び科学技術庁長官が第四十一條第三項の規定による処分をする場合においては、当該処分に係る者に対して、相当の期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対して、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(訴訟)
第七十條 この法律の規定(第四十一條を除く。)による主務大臣の処分に対して不服のある者は、処分の日から三十日以内に、主務大臣に訴願することができる。

2 第四十一條第一項から第三項までの規定による科学技術庁長官の処分に対して不服のある者は、処分の日から三十日以内に、内閣総理大臣に訴願することができる。
(通商産業大臣又は運輸大臣の同意等)
第七十一條 主務大臣は、第二十三條第一項、第二十六條第一項、第三十一條第一項、第三十三條又は第三十九條第一項若しくは第二項の規定による処分をする場合にお

いては、あらかじめ、発電の用に供する原子炉に係るものについては通商産業大臣、船舶に設置する原子炉(原子炉を設置する船舶を含む)に係るものについては運輸大臣の同意を得なければならない。

2 通商産業大臣又は運輸大臣は、前項の同意を求められた事項に関し特に調査する必要があると認められる場合においては、当該原子炉設置者(第二十三條第一項又は第三十九條第一項若しくは第二項の許可の申請者を含む)から必要な報告を徴し、又はその職員に、当該原子炉設置者の事務所若しくは工場若しくは事業所(原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶)に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させることができる。

3 第六十八條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

4 主務大臣は、第三十六條、第三十七條第一項若しくは第三項、第三十八條第二項、第四十三條、第六十四條第三項若しくは第六十六條第四項の規定による処分をし、又は第二十六條第二項若しくは第三項、第三十二條第二項、第三十八條第一項、第四十條第二項若しくは第六十五條第一項若しくは第三項の規定による届出若しくは第六十六條第三項の報告を受理した場合において、その処分又は届出若しくは報告が、発電の用に供する原子炉に係るものであるときは

通商産業大臣、船舶に設置する原子炉に係るものであるときは運輸大臣に対し、遅滞なく、その処分の内容を通報し、又はその届出若しくは報告の写を送付しなければならない。

(国家公安委員会等に対する連絡)
第七十二條 主務大臣は、第三十三條第一項の指定をし、第六條第一項、第十三條第一項、第十六條第一項、第二十三條第一項、第二十六條第一項、第三十三條第一項若しくは第三十九條第一項若しくは第五十五條第一項の許可をし、第十條の規定により指定を取り消し、第二十條、第三十三條若しくは第五十六條の規定により許可を取り消し、又は第六十五條第一項、第三項若しくは第四項の規定による届出を受理したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国家公安委員会又は海上保安庁長官に連絡しなければならない。

(適用除外)
第七十三條 第二十七條から第二十九條までの規定は、電氣に関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第三百四十一號)の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三號)附則第三項の規定によりなお効力を有する旧電氣事業法(昭和六年法律第六十一號)及び同法に基く命令の規定による検査又は船舶安全法(昭和八年法律第十一號)及び同法に基く命令の規定による検査を受けるべき原子炉施設については、適用し

ない。

(主務大臣)

第七十四条 この章における主務大臣は、製錬事業に係る事項については内閣総理大臣及び通商産業大臣、その他の事項については内閣総理大臣とする。

(手数料の納付)

第七十五条 次の各号の一に掲げる者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

一 第三条第一項の指定を受けようとする者

二 第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十六条第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第五十二条第一項又は第五十五条第一項の許可を受けようとする者

三 第二十七条又は第四十五条の認可を受けようとする者

四 第二十八条第一項、第二十九条第一項又は第四十六条第一項の検査を受けようとする者

五 第四十一条第一項第一号の原子炉主任技術者試験を受けようとする者

六 原子炉主任技術者免状の再交付を受けようとする者

(国に対する適用)

第七十六条 この法律の規定は、第七十条及び前条並びに次章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「指定」、「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」とする。

第八章 罰則

第七十七条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項の指定を受けないで製錬の事業を行つた者

二 第十条第二項又は第二十条第二項の規定による事業の停止の命令に違反した者

三 第十三条第一項の許可を受けないで加工の事業を行つた者

四 第二十三条第一項の許可を受けないで原子炉を設置した者

五 第三十三条第二項の規定による原子炉の運転の停止の命令に違反した者

六 第三十九条第一項の許可を受けないで原子炉若しくは原子炉を含む一体としての施設(原子炉を設置した船舶を含む)を譲り受け、又は同条第二項の許可を受けないで原子炉を設置した船舶を譲り受けた者

七 第四十四条の規定に違反した者

八 第五十二条第一項の許可を受けないで核燃料物質を使用した者

九 第五十六条の規定による核燃料物質の使用の停止の命令に違反した者

第七十八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第三十条第二項又は、

第三号に掲げる事項を変更した者

二 第十六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第三十三条第二項又は、

第三号に掲げる事項を変更した者

三 第二十六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第二十三条第二項第二号から第五号まで又は第八号に掲げる事項を変更した者

四 第二十九条第一項の規定に違反して原子炉施設を使用した者

五 第四十条第一項の規定に違反した者

六 第四十六条第一項(第五十一条において準用する場合を含む)の規定に違反して再処理施設を使用した者

七 第五十五条第一項の許可を受けないで第五十二条第二項第二号から第四号まで又は第六号から第八号までに掲げる事項を変更した者

八 第六十一条の規定に違反した者

九 第六十四条第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反した者

第七十九条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第一項、第二十二條第一項、第三十七条第一項又は第五十条第一項(第五十一条において準用する場合を含む)の

規定に違反した者

二 第十二条第三項、第二十二條第三項、第三十七条第三項又は第五十条第三項(第五十一条において準用する場合を含む)の規定による命令に違反した者

三 第三十六条又は第四十九条(第五十一条において準用する場合を含む)の規定による命令に違反した者

四 第三十八条第一項の規定による届出をしないで原子炉を解体し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者

五 第五十七条、第五十八条(第六十六条第二項において準用する場合を含む)、第五十九条(第六十六条第二項において準用する場合を含む)又は第六十条(第六十六条第二項において準用する場合を含む)の規定に違反した者

六 第六十二条第一項の条件に違反した者

七 第六十六条第一項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反した者

第八十条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第十一条、第二十一条、第三十四条又は第四十七条(第五十一条において準用する場合を含む)の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備えて置かなかつた者

二 第六十三条若しくは第六十五条第一項、第三項若しくは第四

項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第六十七条の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第六十八条第一項の規定による立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第八十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第八十二条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第七条若しくは第十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第四十条第二項の規定による届出を怠つた者

四 正当な理由なく、第四十一条第三項の規定による命令に違反して原子炉主任技術者免状を返納しなかつた者

五 第六十六条第三項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第八十三条 第六十六条第二項、第九條第二項、第十六条第二項、第十九條第二項、第二十六条第二項若しくは第三項、第三十二条第二項又は第五十五条第二項の規定による届出を怠つた者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四十一条第一項及び第四項並びに第七十五条第五号及び第六号の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に製錬の事業を行つてゐる者は、この法律の施行の日から起算して六十日間、第三條第一項の指定を受けなくても、引き続きその事業を行い、及びその事業の用に供するため核燃料物質を使用することが出来る。その者が、その期間内にその事業について同項の指定の申請をした場合には、指定を受ける旨又は指定をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

2 前項の規定により引き続き製錬の事業を行うことができる者のうち、同項前段に規定する期間内に第三條第一項の指定の申請をしない者又はその期間内に同項の指定の申請をした者で指定をしない旨の通知を受けたものは、その事業を廃止したときは、廃止の日から十五日以内に、その旨を内閣総理大臣及び通商産業大臣に届け出なければならぬ。

3 第一項の規定により引き続き製錬の事業を行うことができる者のうち、同項前段に規定する期間内に第三條第一項の指定の申請をした者で指定をする旨の通知を受け

たものに第十二條第一項の規定を適用する場合には、同項中「事業開始前」とあるのは、「指定を受けた日から三十日以内」とする。

第三条 この法律の施行の際現に日本原子力研究所が設置してゐる原子炉施設については、第二十七條から第二十九條までの規定は、適用しない。

2 この法律の施行の際現に日本原子力研究所が設置してゐる原子炉施設について、日本原子力研究所に第三十七條第一項の規定を適用する場合には、同項中「原子炉の運転開始前」とあるのは、「この法律の施行の日から三十日以内」とする。

第四条 この法律の施行の際現に核燃料物質を使用してゐる者は、附則第二條第一項に規定する場合及び日本原子力研究所がこの法律の施行の際現に設置してゐる原子炉に核燃料物質を燃料として使用する場合を除き、この法律の施行の日から起算して三十日間は、第五十二條第一項の許可を受けなくても、引き続き核燃料物質を使用することが出来る。その者が、その期間内に核燃料物質の使用について同項の許可の申請をした場合には、許可をする旨又は許可をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

2 前項の規定により引き続き核燃料物質を使用することが出来る者のうち、同項前段に規定する期間内に第五十二條第一項の許可の申請をしない者又はその期間内に同

項の許可の申請をした者で許可をしない旨の通知を受けたものは、核燃料物質の使用を廃止したときは、廃止の日から十五日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

第五条 附則第二條第二項又は前条第二項の規定により届出をしなければならぬ者は、総理府令、通商産業省令又は総理府令で定めるところにより、核燃料物質を譲り渡し、核燃料物質による汚染を除く、又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物を廃棄する等の措置を講じなければならぬ。この場合において、内閣総理大臣及び通商産業大臣（前条第二項に係る場合にあつては、内閣総理大臣）は、これらの者の講じた措置が適切でないときと認めるときは、これらの者に對し、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることが出来る。

第六条 この法律の施行の際現に核燃料物質を所有してゐる者（日本原子力研究所並びに附則第二條第一項の規定により引き続き製錬の事業を行うことができる者で第三條第一項の指定を受けたもの及び附則第四條第一項の規定により引き続き核燃料物質を使用することが出来る者で第五十二條第一項の許可を受けたものを除く。）が、総理府令で定めるところにより、その際所有する核燃料物質を原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置

者若しくは使用者に譲り渡し、又はこれらの者がその核燃料物質を譲り受ける場合には、第六十一条の規定は、適用しない。

第七条 前五條に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第八条 附則第二條第二項又は附則第四條第二項の規定による届出を怠つた者は、一万円以下の罰金に処する。

2 附則第五條前段の規定に違反し、又は同条後段の規定による命令に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

(科学技術庁設置法の一部改正)

第九条 科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四條中第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第

号）に基く内閣総理大臣の権限に屬する事項について内閣総理大臣を補佐すること。

(核燃料物質開発促進臨時措置法の一部改正)

第十条 核燃料物質開発促進臨時措置法（昭和三十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この法律で核燃料物質とは、ウラン鉱及びトリウム鉱を

いう。

(原子燃料公社法の一部改正)

第十一条 原子燃料公社法（昭和三十一年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十九條第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三次号の次に次の一号を加える。

四 核燃料物質の再処理を行うこと。

第十九條第二項中「前項第六号」を「前項第七号」に改める。